

## 議 事 録

会議名	令和2年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年10月26日(月)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川幹雄      2番 三留清一      3番 福岡喜輝      4番 中村基寛 5番 藤井薫      6番 金子隆夫      7番 相田孝 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員	無		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第10回定例総会を開会いたします。          農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。          本日の議事録署名人に、7番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。          初めに、日程第1農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号43号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号43号を朗読)          (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地5筆です。転用事業の内容は、貸建設資材置場で、藤沢市で建設資材の販売レンタル業者が事業拡張のため、申請地を建設資材置場として利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、住宅地や事業、公共施設又は公益的施設用の土地によって囲まれている農地で、当該一団の農地の面積が下限面積である0.3ha未満でありますので第3種農地となります。許可の基準としては、原則として許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4番：10月16日に事務局と現地を確認に行ってきました。地図にあるように南側は北部文化福祉会館になっておりまして、北側は住宅が8件あります。周りに農地がない状況ですので、特に営農に問題がない状況です。以上でございます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。          (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号43号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2農地法5条の規定による許可申請について、議案番号44号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号44号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、資材置場で、土木事業者が倉見地域で資材置場を探していたところ当地を所有権移転の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、前面道路に水管、ガス管、下水道管のうち2種類が埋設されており、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：今事務局から説明がありましたように、申請地は第3種農地の要件を満たしております。他の農地にも影響はないということで、許可相当と見做します。以上でございます。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号44号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号44号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号45号を上程いたします。本案件について、福岡委員が関係人になっていきますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。

(3番 退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号45号を朗読)

(説明) 当該地は宮山地区の農用地域内農地の3筆で、現況については畑です。期間については3年間で借り手は、トラクター、ハンマーナイフ、刈払機、マルチャー等を所有しています。

会 長：続いて、隣接地区農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：先日事務局と現地を見てまいりました。双方に問題はないと思います。譲受人は新規就農者ですが、2年目の割には畑がすごくきれいで、みんながやっているよりきれいな状態です。以上でございます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)  事務局長：総員挙手  会 長：では総員挙手ですので、議案番号45号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>(3番 着席)  次に日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号75号の1件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号76号から77号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。  いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。  最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和2年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

相田 孝

議事録署名人

磯川 浩

本議事録は、令和2年11月25日、承認・署名を得て確定しました。